M.Sさん(原告番号40)

私はM.Sと申します。現在68歳です。

私は、1986年6月の訪日調査の際、知事から一通の手紙を渡されました。これは、国から、私の家族に宛てて、私の戸籍を抹消したいという文書が来たときに、 父が国に宛てて書いた手紙です。

この手紙には、「いつまでも待つのが親でしょう 父として届けなど死んでも出せません」などと書いてありました。

このように、国は、私の居場所を探してくれるどころか、私がこの世からいなくなったことにしようとしていたのです。父はこの手紙を書いてから1か月ほどして亡くなったと聞きましたが、この手紙を通訳してもらった時、私は、怒りがこみ上げてきました。国が、真剣に私のことを探してくれていたら、私はもっと早く日本に帰って父に会うことができたのです。もう一度父に抱きしめて欲しい、私のその願いはもう永遠に叶えられることはありません。

私は、訪日調査の際、40年ぶりに母と再会して、母を思いきり抱きしめました。 しかし、その後、永住帰国に向けて準備をしていたときも、国は、私の永住帰国に 身元保証人を要求して私の永住帰国を遅らせました。私は、わざわざ一時帰国をし て、身元保証人を探さざるを得なかったのです。孤児の仲間が、母に、「あなたは、 自分の息子は連れて帰ってきたのに、何で、今、娘さんの力になってくれないのか。」 というような話をしていましたが、母は、再婚相手が反対したため、身元保証人に なってはくれませんでした。母も辛かったと思います。母を恨んではいません。

結局は、この話を側で聞いていた母の再婚相手が、身元保証人になることを承諾 してくれましたが、これがなければ、さらに私の永住帰国は遅れたのです。

私はもう68歳ですが、このまま一生を終えるのはあまりにもみじめです。私は、 せめて自分が日本人でよかったと思って人生の最後を過ごしたいのです。裁判官の 皆様、どうか、私の思いを聞き入れてください。お願いいたします。